

お客さま各位

株式会社荘内銀行

相続手続きに係る残高証明書発行手数料の新設について

平素より荘内銀行をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

当行では、「相続専用残高証明書発行依頼書」の取扱開始に伴い、相続手続きに係る残高証明書発行手数料を新設いたします。

これまで相続手続きに係る残高証明書発行のご依頼をいただいた際には、店頭窓口にて交付をしておりましたが、10月24日より相続事務センターから郵送する手続きへと変更いたします。それに伴い、相続手続きに係る残高証明書発行手数料を新設し、一律1,650円（税込）といたします。

また、被相続人様の取引店が複数店に渡る場合、取引店ごとかつ取引種類ごとに「残高証明書発行依頼書」ならびに「残高証明書発行手数料」をいただいておりますが、今後は「相続専用残高証明書発行依頼書」にて被相続人様の全取引の残高証明書を発行いたします。

当行では、今後もより一層のサービスの向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 取扱開始日 2025年10月24日（金）

2. 残高証明書発行内容

依頼書	通常の残高証明書発行依頼書	【新設】相続専用残高証明書発行依頼書
単位	取引店ごとかつ取引種類ごと	
手数料	残高証明書発行手数料 <u>1単位あたり 1部 660円（税込）</u> 【例1：複数取引店かつ複数取引種類】 A支店取引（預金） 660円×1=660円 B支店取引（預金・融資・投資信託） 660円×3=1,980円 合計： <u>2,640円（税込）</u> 【例2：1取引店かつ1取引種類】 A支店取引（預金） 660円×1=660円 合計： <u>660円（税込）</u>	相続手続きに係る残高証明書発行手数料 <u>被相続人様ごと 1部 1,650円（税込）</u>
交付方法	店頭窓口にて交付	相続事務センターから郵送

※ 相続手続きに係る残高証明書発行については、新設の「相続専用残高証明書発行依頼書」での取り扱いのみとさせていただきます。

3. その他

相続手続きに関する詳細は、当行ホームページ「相続手続きについて」をご確認ください。

<https://www.shonai.co.jp/information/souzoku/>

以上